

【条例議案 新旧対照表】

- 議案第161号
川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について 1

- 議案第162号
川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について 5

- 議案第163号
川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について 6

- 議案第164号
川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例の制定について 8

川崎市水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市水道条例 昭和33年 7 月15日 条例第18号 (料金)		○川崎市水道条例 昭和33年 7 月15日 条例第18号 (料金)	
第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用期間 1 月につき、次に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。		第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用期間 1 月につき、次に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	
(1) 専用給水装置		(1) 専用給水装置	
基本料金	超過料金（1 立方メートルにつき）	基本料金	超過料金（1 立方メートルにつき）
使用水量 8 立方メートルまで 530円	8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分 95円	使用水量 8 立方メートルまで 530円	8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分 95円
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 139円		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 139円
	20立方メートルを超え25立方メートルまでの分 185円		20立方メートルを超え25立方メートルまでの分 185円
	25立方メートルを超え30立方メートルまでの分 194円		25立方メートルを超え30立方メートルまでの分 194円
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 209円		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 209円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 253円		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 253円
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 278円		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 278円
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 329円		200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 329円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 343円		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 343円

改正後		改正前																																			
	1,000立方メートルを超える分 357円		1,000立方メートルを超える分 357円																																		
<p>ただし、公衆浴場用の超過料金については、1立方メートルにつき46円とする。</p> <p>共同住宅及びこれに類するもの（以下「共同住宅等」という。）で、メーターを共用するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合の料金は、1立方メートルにつき185円とする。</p> <p>(3) 共用給水装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th> <th>超過料金（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用水量1戸5立方メートルまで</td> <td>46円</td> </tr> <tr> <td>260円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) その他前3号に該当しない給水の料金は、管理者が類似する種別の料率を準用して定める。</p> <p>2 市外に分水する場合の価額は、市長が別に定める。 (加入金)</p> <p>第32条 給水装置の新設若しくは改造の工事又は受水槽以下の装置の工事においてメーターを新設し、又はメーターの口径を増す場合は、当該工事の申込者から水道利用加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。</p> <p>2 加入金は、次の表に定める額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">メーターの口径</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>メーターを新設する場合</th> <th>メーターの口径を増す場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートルから25ミリメートルまで</td> <td>150,000円</td> <td>改造後のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>1,250,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	使用水量1戸5立方メートルまで	46円	260円		メーターの口径	金額		メーターを新設する場合	メーターの口径を増す場合	13ミリメートルから25ミリメートルまで	150,000円	改造後のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。	40ミリメートル	1,250,000円		<p>ただし、公衆浴場用の超過料金については、1立方メートルにつき46円とする。</p> <p>共同住宅及びこれに類するもの（以下「共同住宅等」という。）で、メーターを共用するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合の料金は、1立方メートルにつき185円とする。</p> <p>(3) 共用給水装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th> <th>超過料金（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用水量1戸5立方メートルまで</td> <td>46円</td> </tr> <tr> <td>260円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) その他前3号に該当しない給水の料金は、管理者が類似する種別の料率を準用して定める。</p> <p>2 市外に分水する場合の価額は、市長が別に定める。 (加入金)</p> <p>第32条 給水装置の新設若しくは改造の工事又は受水槽以下の装置の工事においてメーターを新設し、又はメーターの口径を増す場合は、当該工事の申込者から水道利用加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。</p> <p>2 加入金は、次の表に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">メーターの口径</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>メーターを新設する場合</th> <th>メーターの口径を増す場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートルから25ミリメートルまで</td> <td>150,000円</td> <td>改造後のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>1,250,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	使用水量1戸5立方メートルまで	46円	260円		メーターの口径	金額		メーターを新設する場合	メーターの口径を増す場合	13ミリメートルから25ミリメートルまで	150,000円	改造後のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。	40ミリメートル	1,250,000円	
基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）																																				
使用水量1戸5立方メートルまで	46円																																				
260円																																					
メーターの口径	金額																																				
	メーターを新設する場合	メーターの口径を増す場合																																			
13ミリメートルから25ミリメートルまで	150,000円	改造後のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。																																			
40ミリメートル	1,250,000円																																				
基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）																																				
使用水量1戸5立方メートルまで	46円																																				
260円																																					
メーターの口径	金額																																				
	メーターを新設する場合	メーターの口径を増す場合																																			
13ミリメートルから25ミリメートルまで	150,000円	改造後のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。																																			
40ミリメートル	1,250,000円																																				

改正後				改正前			
50ミリメートル	1,950,000円			50ミリメートル	1,950,000円		
75ミリメートル	4,450,000円			75ミリメートル	4,450,000円		
100ミリメートル	7,950,000円			100ミリメートル	7,950,000円		
150ミリメートル	17,950,000円			150ミリメートル	17,950,000円		
150ミリメートルを超えるもの	管理者が別に定める額			150ミリメートルを超えるもの	管理者が別に定める額		
<p>3 加入金は、第5条第2項の設計審査の際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 第27条第1項第1号に規定するメーターを共用する共同住宅等の戸数に応じて料金を算定するための申請（以下「新規申請」という。）又は既に新規申請がなされた場合におけるメーターを共用する共同住宅等の戸数の変更の申請（メーターを共用する共同住宅等の住宅戸数（現に居住しているか否かを問わず居住の用に供する戸数をいう。以下「メーター共用住宅戸数」という。）が増加する場合の申請に限る。以下「変更申請」という。）があった場合においては、管理者は、第2項に定めるもののほか、新規申請又は変更申請をした使用者から、次の各号の規定により算定した額を新規申請又は変更申請の内容の確認の際に徴収する。</p> <p>(1) 新規申請があった場合 メーター共用住宅戸数に150,000円を乗じて得た額から当該共同住宅等の給水装置又は受水槽以下の装置に設置されたメーターについて第2項の表左欄に掲げるメーターの口径に応じ、同表の中欄に掲げる額を減じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零）</p> <p>(2) 変更申請があった場合 増加するメーター共用住宅戸数1戸につき150,000円に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>5 加入金は、工事申込者（個人に限る。）が、引き続き3年以上本市の区域内に住所を有し、自ら居住する建築物に、口径25ミリメートル以下のメ</p>				<p>3 加入金は、第5条第2項の設計審査の際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 第27条第1項第1号に規定するメーターを共用する共同住宅等の戸数に応じて料金を算定するための申請（以下「新規申請」という。）又は既に新規申請がなされた場合におけるメーターを共用する共同住宅等の戸数の変更の申請（メーターを共用する共同住宅等の住宅戸数（現に居住しているか否かを問わず居住の用に供する戸数をいう。以下「メーター共用住宅戸数」という。）が増加する場合の申請に限る。以下「変更申請」という。）があった場合においては、管理者は、第2項に定めるもののほか、新規申請又は変更申請をした使用者から、次の各号の規定により算定した額を新規申請又は変更申請の内容の確認の際に徴収する。</p> <p>(1) 新規申請があった場合 メーター共用住宅戸数に150,000円を乗じて得た額から当該共同住宅等の給水装置又は受水槽以下の装置に設置されたメーターについて第2項の表左欄に掲げるメーターの口径に応じ、同表の中欄に掲げる額を減じて得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零）</p> <p>(2) 変更申請があった場合 増加するメーター共用住宅戸数1戸につき150,000円に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>5 加入金は、工事申込者（個人に限る。）が、引き続き3年以上本市の区域内に住所を有し、自ら居住する建築物に、口径25ミリメートル以下のメ</p>			

改正後	改正前
<p>ーターを設置するときは、徴収しない。</p> <p>6 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水期間が短期である場合その他管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>7 前各項の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合については、加入金を徴収しない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の条例第27条第1項の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項の適用を受ける水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>ーターを設置するときは、徴収しない。</p> <p>6 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水期間が短期である場合その他管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>7 前各項の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合については、加入金を徴収しない。</p>

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市工業用水道条例 昭和31年3月30日条例第10号</p> <p>(料金)</p> <p>第19条 料金は、次に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、使用者から徴収する。</p> <p>(1) 基本料金 責任消費水量 1立方メートルにつき 34円40銭</p> <p>(2) 使用料金 責任消費水量のうち使用した水量 1立方メートルにつき 2円30銭</p> <p>(3) 超過料金 1立方メートルにつき 60円30銭</p> <p>2 前項第3号における超過料金は、1日の責任消費水量を基準として、これを超えて使用した場合、その超過水量に基づいて算出する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○川崎市工業用水道条例 昭和31年3月30日条例第10号</p> <p>(料金)</p> <p>第19条 料金は、次に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、使用者から徴収する。</p> <p>(1) 基本料金 責任消費水量 1立方メートルにつき 34円40銭</p> <p>(2) 使用料金 責任消費水量のうち使用した水量 1立方メートルにつき 2円30銭</p> <p>(3) 超過料金 1立方メートルにつき 60円30銭</p> <p>2 前項第3号における超過料金は、1日の責任消費水量を基準として、これを超えて使用した場合、その超過水量に基づいて算出する。</p>

川崎市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○川崎市下水道条例 昭和36年3月31日条例第18号 (使用料) 第12条 下水道使用料は、使用期間1月につき、次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。				○川崎市下水道条例 昭和36年3月31日条例第18号 (使用料) 第12条 下水道使用料は、使用期間1月につき、次の表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。			
区 域 別	汚水の種 別	基本額	超過額(1立方メートルにつき)	区 域 別	汚水の種 別	基本額	超過額(1立方メートルにつき)
処 理 区 域	一般汚水	汚水量8 立方メー トルまで 660円	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分 10円	処 理 区 域	一般汚水	汚水量8 立方メー トルまで 660円	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分 10円
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 128円				10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 128円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 164円				20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 164円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 242円				30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 242円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 303円				50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 303円
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 364円				100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 364円
			200立方メートルを超え600立方メートルまでの分 393円				200立方メートルを超え600立方メートルまでの分 393円
			600立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分 422円				600立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分 422円
		2,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分 446円				2,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分 446円	

改正後				改正前			
			5,000立方メートルを超える分 475円				5,000立方メートルを超える分 475円
	公衆浴場 汚水	汚水量10 立方メー トルまで 110円	10立方メートルを超える分 11円		公衆浴場 汚水	汚水量10 立方メー トルまで 110円	10立方メートルを超える分 11円
	共用汚水	汚水量1 戸5立方 メートル まで 60円	5立方メートルを超える分 12円		共用汚水	汚水量1 戸5立方 メートル まで 60円	5立方メートルを超える分 12円
備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水及び共用汚水以外の汚水をいう。 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場の営業の用に供した汚水をいう。 3 共用汚水とは、水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。以下同じ。）の給水装置を共用して生じた汚水をいう。				備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水及び共用汚水以外の汚水をいう。 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場の営業の用に供した汚水をいう。 3 共用汚水とは、水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。以下同じ。）の給水装置を共用して生じた汚水をいう。			
<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。							
<u>（経過措置）</u> 2 改正後の条例第12条の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保等を 図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平 成24年法律第68号）附則第5条第2項の適用を受ける下水道の使用に係る使 用料については、なお従前の例による。							

川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
○川崎市入江崎余熱利用プール条例 平成 8 年 3 月 28 日 条例第 7 号	○川崎市入江崎余熱利用プール条例 平成 8 年 3 月 28 日 条例第 7 号																								
(使用料)	(使用料)																								
第 6 条 プールを使用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。	第 6 条 プールを使用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。																								
2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。																								
別表（第 6 条関係）	別表（第 6 条関係）																								
1 一般使用料	1 一般使用料																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基本料金（1 人 1 回 2 時間まで）</th> <th style="text-align: center;">超過料金（1 時間までごとに）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者</td> <td style="text-align: right;">510円</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上15歳未満の者 （中学生を含む。）</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本料金（1 人 1 回 2 時間まで）	超過料金（1 時間までごとに）	15歳以上の者	510円	200円	3 歳以上15歳未満の者 （中学生を含む。）	200円	100円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基本料金（1 人 1 回 2 時間まで）</th> <th style="text-align: center;">超過料金（1 時間までごとに）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者</td> <td style="text-align: right;">500円</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上15歳未満の者 （中学生を含む。）</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本料金（1 人 1 回 2 時間まで）	超過料金（1 時間までごとに）	15歳以上の者	500円	200円	3 歳以上15歳未満の者 （中学生を含む。）	200円	100円						
区分	基本料金（1 人 1 回 2 時間まで）	超過料金（1 時間までごとに）																							
15歳以上の者	510円	200円																							
3 歳以上15歳未満の者 （中学生を含む。）	200円	100円																							
区分	基本料金（1 人 1 回 2 時間まで）	超過料金（1 時間までごとに）																							
15歳以上の者	500円	200円																							
3 歳以上15歳未満の者 （中学生を含む。）	200円	100円																							
備考 プールを一般使用する場合においては、次に定めるカード回数券により使用することができる。	備考 プールを一般使用する場合においては、次に定めるカード回数券により使用することができる。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3, 300円に相当する使用分</td> <td style="text-align: right;">3, 000円</td> </tr> <tr> <td>5, 500円に相当する使用分</td> <td style="text-align: right;">5, 000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	3, 300円に相当する使用分	3, 000円	5, 500円に相当する使用分	5, 000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券33枚分</td> <td style="text-align: right;">3, 000円</td> </tr> <tr> <td>100円券55枚分</td> <td style="text-align: right;">5, 000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	100円券33枚分	3, 000円	100円券55枚分	5, 000円												
種別	金額																								
3, 300円に相当する使用分	3, 000円																								
5, 500円に相当する使用分	5, 000円																								
種別	金額																								
100円券33枚分	3, 000円																								
100円券55枚分	5, 000円																								
2 水泳教室使用料	2 水泳教室使用料																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週 1 回コース</td> <td style="text-align: center;">月 4 回</td> <td style="text-align: right;">5, 650円以内で管理規程で定める額</td> </tr> <tr> <td>週 2 回コース</td> <td style="text-align: center;">月 8 回</td> <td style="text-align: right;">7, 200円以内で管理規程で定める額</td> </tr> <tr> <td>短期集中コース</td> <td style="text-align: center;">5 回</td> <td style="text-align: right;">6, 170円以内で管理規程で定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	週 1 回コース	月 4 回	5, 650円以内で管理規程で定める額	週 2 回コース	月 8 回	7, 200円以内で管理規程で定める額	短期集中コース	5 回	6, 170円以内で管理規程で定める額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週 1 回コース</td> <td style="text-align: center;">4 回</td> <td style="text-align: right;">5, 500円以内で管理規程で定める額</td> </tr> <tr> <td>週 2 回コース</td> <td style="text-align: center;">8 回</td> <td style="text-align: right;">7, 000円以内で管理規程で定める額</td> </tr> <tr> <td>短期集中コース</td> <td style="text-align: center;">5 回</td> <td style="text-align: right;">6, 000円以内で管理規程で定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	週 1 回コース	4 回	5, 500円以内で管理規程で定める額	週 2 回コース	8 回	7, 000円以内で管理規程で定める額	短期集中コース	5 回	6, 000円以内で管理規程で定める額
区分	単位	金額																							
週 1 回コース	月 4 回	5, 650円以内で管理規程で定める額																							
週 2 回コース	月 8 回	7, 200円以内で管理規程で定める額																							
短期集中コース	5 回	6, 170円以内で管理規程で定める額																							
区分	単位	金額																							
週 1 回コース	4 回	5, 500円以内で管理規程で定める額																							
週 2 回コース	8 回	7, 000円以内で管理規程で定める額																							
短期集中コース	5 回	6, 000円以内で管理規程で定める額																							

水道料金及び下水道使用料の経過措置について

1 条例に規定している経過措置

(1) 川崎市水道条例の一部を改正する条例（議案第161号）

改正後の条例第27条第1項の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項の適用を受ける水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

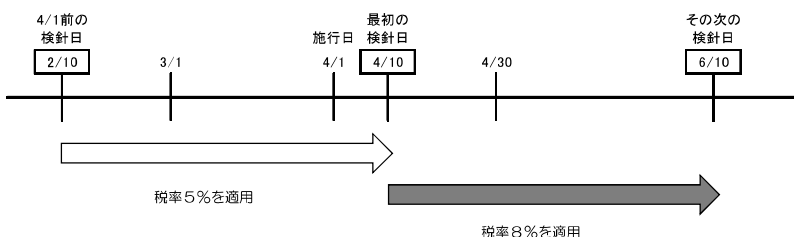
(2) 川崎市下水道条例の一部を改正する条例（議案第163号）

改正後の条例第12条の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項の適用を受ける下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

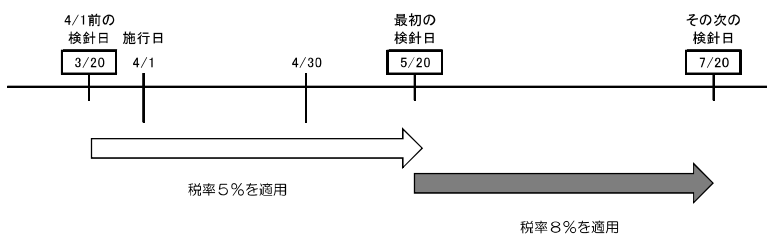
2 経過措置による税率の適用

水道料金及び下水道使用料について、平成26年4月1日前から引き続いて使用している使用者の同日以後の最初の検針分までは5%、その次の検針分からは8%の税率を適用する。

（例1）施行日前の検針日が2月10日、施行日以後の最初の検針日が4月10日の場合



（例2）施行日前の検針日が3月20日、施行日以後の最初の検針日が5月20日の場合



※ 工業用水道料金は、日量契約により水道料金を1日ごとに確定するため、経過措置は適用しない。

（参考）関係法令（抜粋）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」（抜粋）

附則（旅客運賃等の税率等に関する経過措置）

第5条第2項

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。）で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあつては、当該確定したもののうち、政令で定める部分）の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第29条に規定する税率による。

説明

(1) 継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、施行日（平成26年4月1日）前から継続して供給し、又は提供される電気、ガス、水道水及び電気通信役務で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、旧税率が適用される。

(2) 平成26年4月30日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては、当該確定した料金のうち、次の算式により算出した部分について旧税率が適用される。

法令に基づく算式（消費税法施行令附則第4条第3項、第4項）

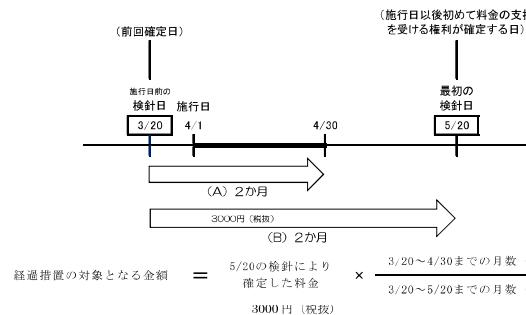
$$\begin{aligned} \text{経過措置の対象となる部分} &= \text{施行日以後、初めて支払を受ける権利が確定する料金} \times \frac{\text{前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数（※）}}{\text{前回確定日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数（※）}} \end{aligned}$$

(A) (B)

※月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。

施行日以後の検針日が平成26年4月30日後の場合の事例

施行日前の検針日が3月20日、施行日以後の最初の検針日が5月20日の場合



川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程 新旧対照表

改正案				現行			
別表（第2条及び第7条関係）				別表（第2条及び第7条関係）			
区分	単位	対象者	金額	区分	単位	対象者	金額
週1回 コース	月4回	15歳以上の者	1人につき <u>5,650円</u>	週1回 コース	4回	15歳以上の者	1人につき <u>5,500円</u>
		3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	1人につき <u>5,140円</u>			3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	1人につき <u>5,000円</u>
		親と子（出生後6月以上3歳未満に限る。）	2人1組につき <u>5,650円</u>			親と子（出生後6月以上3歳未満に限る。）	2人1組につき <u>5,500円</u>
週2回 コース	月8回	15歳以上の者	1人につき <u>7,200円</u>	週2回 コース	8回	15歳以上の者	1人につき <u>7,000円</u>
		3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	1人につき <u>6,680円</u>			3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	1人につき <u>6,500円</u>
		親と子（出生後6月以上3歳未満に限る。）	2人1組につき <u>7,200円</u>			親と子（出生後6月以上3歳未満に限る。）	2人1組につき <u>7,000円</u>
短期集中コース	5回	3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	1人につき <u>5,650円</u>	短期集中コース	5回	3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	1人につき <u>5,500円</u>

入江崎余熱利用プール使用料の改定額の算定について

「改正後」の使用料は、「改正前」の使用料に105分の108を乗じて得た額の10円未満の端数を切り捨てて算定している。
 「改正後」の表中、かっこ内の金額は、端数処理前の金額を示している。

改 正 後				改 正 前			
〈 条 例 〉				〈 条 例 〉			
1 一般使用料				1 一般使用料			
区 分	基本料金 (1人1回2時間まで)	超過料金 (1時間までごとに)		区 分	基本料金 (1人1回2時間まで)	超過料金 (1時間までごとに)	
15歳以上の者	510円 (514.2円)	200円 (205.7円)		15歳以上の者	500円	200円	
3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	200円 (205.7円)	100円 (102.8円)		3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	200円	100円	
2 水泳教室使用料				2 水泳教室使用料			
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額	
週1回コース	月4回	5,650円以内で管理規程で定める額 (5,657.1円)		週1回コース	4回	5,500円以内で管理規程で定める額	
週2回コース	月8回	7,200円以内で管理規程で定める額 (7,200.0円)		週2回コース	8回	7,000円以内で管理規程で定める額	
短期集中コース	5回	6,170円以内で管理規程で定める額 (6,171.4円)		短期集中コース	5回	6,000円以内で管理規程で定める額	
〈 条 例 施 行 規 程 〉				〈 条 例 施 行 規 程 〉			
水泳教室使用料				水泳教室使用料			
区 分	単 位	対 象 者	金 額	区 分	単 位	対 象 者	金 額
週1回コース	月4回	15歳以上の者	1人につき 5,650円 (5,657.1円)	週1回コース	4回	15歳以上の者	1人につき 5,500円
		3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	1人につき 5,140円 (5,142.8円)			3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	1人につき 5,000円
		親子(出生後6月以上3歳未満に限る。)	2人1組につき 5,650円 (5,657.1円)			親子(出生後6月以上3歳未満に限る。)	2人1組につき 5,500円
週2回コース	月8回	15歳以上の者	1人につき 7,200円 (7,200.0円)	週2回コース	8回	15歳以上の者	1人につき 7,000円
		3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	1人につき 6,680円 (6,685.7円)			3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	1人につき 6,500円
		親子(出生後6月以上3歳未満に限る。)	2人1組につき 7,200円 (7,200.0円)			親子(出生後6月以上3歳未満に限る。)	2人1組につき 7,000円
短期集中コース	5回	3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	1人につき 5,650円 (5,657.1円)	短期集中コース	5回	3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	1人につき 5,500円

関係法令（抜粋）

1 関係法令

【消費税法関係】

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」

（消費税法の一部改正）

第2条 消費税法の一部を次のように改正する。

（略）

第29条中「100分の4」を「100分の6.3」に改める。

（略）

【地方税法関係】

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）」

（地方税法の一部改正）

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

（略）

第72条の83中「100分の25」を「63分の17」に改める。

（略）

※地方消費税については、消費税額を課税標準額とする。（地方税法第72条の82）

現行： $4 / 100 \times 25 / 100 = 1 / 100$

改正後： $6.3 / 100 \times 17 / 63 = 1.7 / 100$

2 関係法令の内容

消費税率及び地方消費税率を引き上げた。

区 分	現 行	改正後
消費税率	4.0%	6.3%
地方消費税率	1.0%	1.7%
合 計	5.0%	8.0%

3 施行期日

平成26年4月1日